

各 位

会社名 シチズン時計株式会社
代表者名 代表取締役社長 大治 良高
(コード番号：7762 東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員 広報 IR 室担当 小林 啓一
(TEL 042-468-4934)

役員向け業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 29 日開催の取締役会において、2018 年度より導入している当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に関し、2025 年 6 月 25 日開催予定の第 140 期定時株主総会（以下「当社株主総会」といいます。）での承認を条件として監査等委員会設置会社へ移行すること（2025 年 3 月 25 日に公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおりです。）に伴い、本制度の対象者を変更する等一部改定のうえ継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社の主要グループ子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を総称して、以下「対象会社」といいます。）についても、今後開催予定の各対象子会社の取締役会において、本制度を導入することを決議いたします。

これにより、当社は、本制度の継続及び一部改定に関する議案について、当社株主総会に付議いたします。また、同様に、各対象子会社は、本制度の導入に関する議案について、2025 年に開催される各対象子会社の株主総会に付議いたします（以下、当社と各対象子会社の株主総会を総称して「本株主総会」といいます。）。

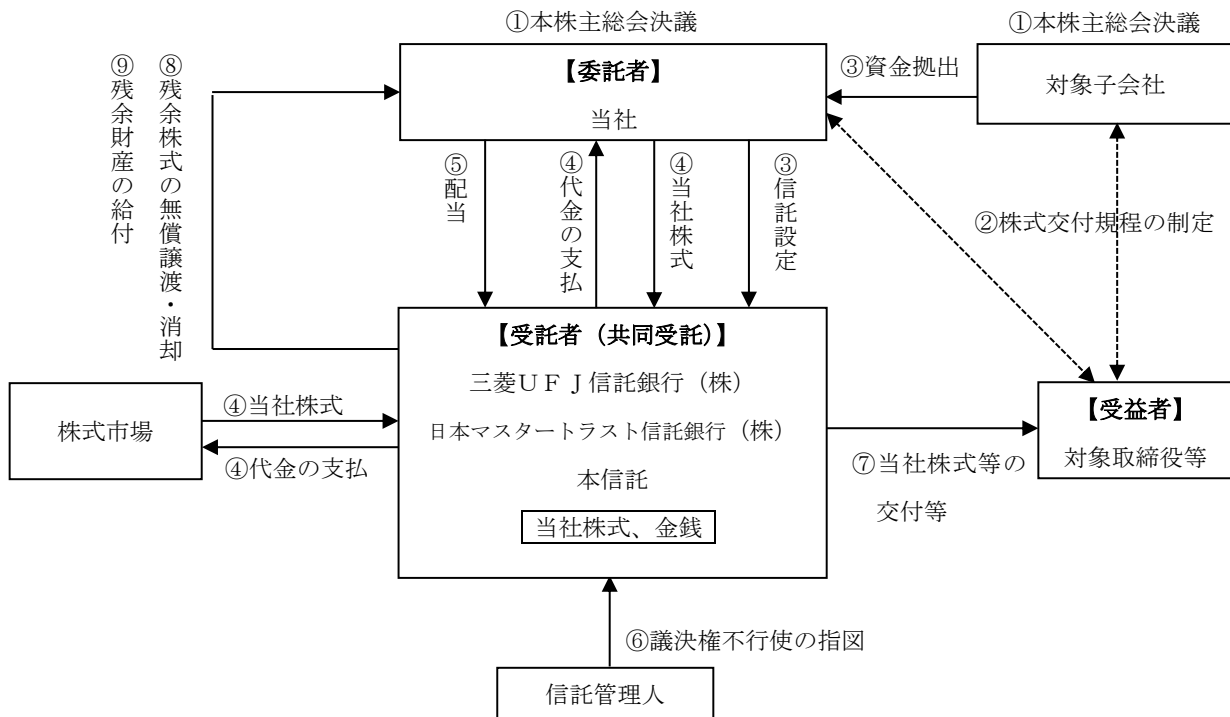
記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、取締役及び執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、総称して「当社取締役等」といいます。）を対象に、本制度を一部改定のうえ継続いたします。また、各対象子会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「子会社取締役」といい、当社取締役等と子会社取締役を総称して「対象取締役等」といいます。なお、子会社取締役については、当該子会社の取締役会で対象者を定めることとします。）についても本制度の対象に追加いたします。
- (2) 本制度の継続は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位や業績指標等の達成度に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を対象取締役等に交付及び給付（以下「交付等」といいます。）するものです。

※ 本制度の継続は、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会の勧告に基づいております。

2. 本制度の概要



- ① 対象会社は、本制度の継続及び導入に関して、本株主総会において承認決議を得ます。
- ② 対象会社は、各対象会社の取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎年、役位等に応じて定められたポイントが付与され、対象期間の終了後に中期経営計画に掲げる業績指標等の達成度に応じて当該ポイントの合計値の加減算を行います。一定の受益者要件を満たす対象取締役等に対して、当該対象取締役等の退任後に累積したポイント数に応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑧ 業績指標等の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託が終了し、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び対象取締役等と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、対象取締役等に

対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画の期間に対応する事業年度を対象として、役員等及び中期経営計画に掲げる業績指標等の達成度に応じて、対象会社の対象取締役等に役員報酬として、当社株式等の交付等を行う制度です（本制度の対象とする期間を以下「対象期間」といいます。）。ただし、下記（４）②による本信託の継続を行った場合には、以降の中期経営計画に対応する事業年度を対象期間とします。

なお、対象取締役等が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として対象取締役等の退任（死亡による退任を含みます。以下同じ。）後です。

(2) 制度導入にかかる本株主総会決議

本株主総会において、本信託への拠出金額の上限及び対象取締役等に対して付与するポイント（下記（５）に定めます。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記（４）②による本信託の継続を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役等は、原則として退任後に、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時の累積ポイント（下記（５）に定めます。以下同じ。）に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 本制度開始日以降の対象期間中に対象会社の対象取締役等であること（本制度開始日以降に新たに取締役になった者を含みます。）
- ② 国内居住者であること（※１）
- ③ 対象会社の対象取締役等を退任していること（※２）（※３）
- ④ 下記（５）に定める累積ポイントが決定されていること
- ⑤ 対象取締役等の職務に関し、対象会社と対象取締役等との間の委任契約等に反する重大な違反があった者または対象会社の意思に反して自己都合により退任した者でないこと
- ⑥ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※１ 信託期間中に対象取締役等が国内非居住者となる場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等が受けるものとします。

※２ 下記（４）③の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が対象取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して対象取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることになります。

※３ 信託期間中に対象取締役等が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

(4) 信託期間

① 当初の信託期間

2026年3月31日に終了する事業年度から2028年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度とします。

② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を中期経営計画に対応する事業年度と同期間延長し、当社は延長された期間ごとに追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与（下記（5）に定めます。）を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に本信託内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

③ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に付与されるポイントの決定は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、信託期間を延長させることがあります。

(5) 対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中、毎年所定の時期に、役位等に応じて定められたポイントが付与され、対象期間の終了後に中期経営計画に掲げる業績指標等の達成度に応じて、当該対象期間にかかるポイントの合計値の加減算を行います。原則として対象取締役等の退任後に、付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、1ポイントは当社株式1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限額及び対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限

対象期間内に、本信託に拠出する信託金の上限額及び対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限は、本株主総会決議において承認されることを条件として、それぞれ、210百万円（うち、当社取締役等の分180百万円）に対象期間の事業年度数を乗じた金額^(※1)^(※2)（当初の対象期間については3事業年度を対象として630百万円（うち、当社取締役等の分540百万円））及び230,000ポイント（うち当社取締役等の分200,000ポイント）に対象期間の事業年度を乗じたポイント^(※3)^(※4)^(※5)（当初の対象期間については3事業年度を対象として690,000ポイント（うち、当社取締役等の分600,000ポイント））とします。

※1 信託金の上限額は、現在の対象取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

※2 上記（4）②による本信託の継続を行う場合には、中期経営計画の期間に対応する事業年度を対象期間とし、本信託へ拠出する金額は本株主総会で承認を受けた範囲内といたします。

- ※3 対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。
- ※4 対象期間の終了後における中期経営計画に掲げる業績指標等の達成度が最大値となる場合を前提とした上限です。
- ※5 対象期間において、本信託が取得する株式数は、対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限に相当する株式数を上限とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、当社（自己株式処分）または株式市場からの取得を予定しています。

(8) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法

受益者要件を満たす対象取締役等は、累積ポイントの 50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する株式数については本信託内で換価処分したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

信託期間中に対象取締役等が死亡した場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、当該対象取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。また、信託期間中に対象取締役等が国内非居住者となる場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、当該対象取締役等が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。

(11) マルス・クローバック

本制度では、当社取締役の職務に関し、当社と取締役との間の委任契約に反する重大な違反等があった場合、当社取締役会の決議により、当社株式等について交付等を行わず、または支給済みの当社株式等の相当額について返還を求めることができます。当社の執行役員及び子会社取締役につきましても、取締役に応じた内容の制度を採用します。

(12) 本信託の終了時の取扱い

業績指標等の未達成等により、本信託の終了時（上記（4）③による信託期間の延長を行った場合は延長された信託期間の終了時を含みます。以下同じ。）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会の決議によって消却することを予定しています。

また、本信託の終了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余のうち、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び対象取締役等と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 対象取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 2018年9月3日 |
| ⑧信託の期間 | 2018年9月3日～2025年8月末日
(2025年8月の信託契約の変更により、2028年8月まで延長予定) |
| ⑨制度開始日 | 2018年9月3日 |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 630百万円(予定)(信託報酬・信託費用・対象子会社付与分を含みます。) |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場からの取得または当社からの自己株式処分による取得 |
| ⑭帰属権利者 | 当社 |
| ⑮残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上